

京都市はぐくみ推進審議会
令和元年度 第1回「子どもの健全育成推進部会」

次 第

令和元年6月20日(木)
午後3時30分から
京都平安ホテル

1 部会員の紹介等

(1) 部会員の紹介

資料1	委員名簿
資料2-1	京都市はぐくみ推進審議会条例
資料2-2	京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則
資料2-3	京都市はぐくみ推進審議会運営要綱

(2) 部会長挨拶

2 議題

(1) 子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた量の見込みについて

資料3	第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について
資料4	放課後児童健全育成事業について

(2) 「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」の策定について

資料5	「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」の策定について
資料6	新計画の記載内容について

京都市はぐくみ推進審議会
子どもの健全育成推進部会 委員名簿

<委員> 7名

(敬称略・50音順)

	氏名	団体・役職名等
1	雨宮 万里子	京都市少年補導委員会
2	稲川 昌実	公益社団法人京都市児童館学童連盟 会長
3	岡 美智子	京都障害児者親の会協議会 副会長
4	中川 佐和子	市民公募委員
5	部会長 初田 幸隆	京都教育大学 教授
6	藤本 明美	特定非営利活動法人京都子育てネットワーク 理事長
7	宮井 真澄	社会福祉法人京都市社会福祉協議会児童館事業部 部長

京都市はぐくみ推進審議会条例

(設置)

第1条 子ども及び若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに当該施策の実施の状況に関する事項について、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるための機関として、並びに次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、京都市はぐくみ推進審議会（以下「はぐくみ審議会」という。）を置く。

- (1) 児童福祉法第8条第3項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条
- (3) 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条第1項

(組織)

第2条 はぐくみ審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 若者の支援に関する事業に従事する者
- (7) 若者の支援に関し学識経験のある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 はぐくみ審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、はぐくみ審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第5条 はぐくみ審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 第2条第2項の規定は、特別委員について準用する。
- 3 特別委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第6条 はぐくみ審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときははぐくみ審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 はぐくみ審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 はぐくみ審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 特別の事項について会議を開き、議決を行うときは、前2項の規定の適用については、当該事項に係る特別委員は、委員とみなす。

(児童福祉分科会)

第7条 はぐくみ審議会に、児童福祉に関する事項を調査し、及び審議させるため、児童福祉分科会を置く。

- 2 児童福祉分科会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。
- 3 はぐくみ審議会は、その定めるところにより、児童福祉分科会の決議をもつ

てはぐくみ審議会の決議とすることができる。

(部会)

第8条 はぐくみ審議会及び児童福祉分科会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

3 部会は、他の部会と共同して会議を開くことができる。

4 はぐくみ審議会は、その定めるところにより、部会又は複数の部会が共同して開いた会議の決議をもってはぐくみ審議会の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員（特別委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、はぐくみ審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 京都市青少年活動推進協議会条例

(2) 京都市子ども・子育て会議条例

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間に市長が委嘱した委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則

(分科会長)

第1条 京都市はぐくみ推進審議会（以下「はぐくみ審議会」という。）の児童福祉分科会（以下「分科会」という。）に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会に属する委員及び特別委員（以下「分科会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。

(分科会の招集及び議事)

第2条 分科会は、分科会長が招集する。ただし、分科会長及びその職務を代理する者が在任しないときの分科会は、会長が招集する。

- 2 分科会長は、会議の議長となる。
- 3 分科会は、分科会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 分科会の議事は、出席した分科会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 分科会長は、分科会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(部会長)

第3条 はぐくみ審議会及び分科会の部会ごとに部会長を置く。

- 2 部会長は、その部会に属する委員及び特別委員（以下「部会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第4条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者

が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(共同部会長)

第5条 京都市はぐくみ推進審議会条例第8条第3項の規定により共同して会議を開く複数の部会により構成される合議体（以下「共同部会」という。）ごとに共同部会長を置く。

- 2 共同部会長は、その共同部に属する委員及び特別委員（以下「共同部会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 共同部会長は、その共同部の事務を掌理する。
- 4 共同部会長に事故があるときは、あらかじめ共同部会長の指名する共同部会員がその職務を代理する。

(共同部の招集及び議事)

第6条 共同部会は、共同部会長が招集する。ただし、共同部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの共同部会は、会長が招集する。

- 2 共同部会長は、会議の議長となる。
- 3 共同部会は、共同部会員の4分の1以上が出席し、かつ、その共同部会を構成する各部の部会員がそれぞれ一人出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 共同部の議事は、出席した共同部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 共同部会長は、共同部の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 はぐくみ審議会の庶務は、子ども若者はぐくみ局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、はぐくみ審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 京都市青少年活動推進協議会条例施行規則

(2) 京都市子ども・子育て会議条例施行規則

京都市はぐくみ推進審議会運営要綱

(会議の招集)

第1条 会長は、京都市はぐくみ推進審議会（以下「審議会」という。）の会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議題を委員及び特別委員に通知するものとする。

(部会の設置)

第2条 京都市はぐくみ推進審議会条例（以下「条例」という。）第8条第1項に規定する部会の設置は、会長が副会長と協議のうえ、決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により部会を設置したときは、審議会に報告しなければならない。

(委員及び特別委員の除斥)

第3条 委員又は特別委員は、自己が次の各号のいずれかに該当するとき、又は父母、祖父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹が次の1号に該当するときは、その議事に加わることができない。

- (1) 現に、従事する業務に直接の利害関係のあるとき。
- (2) 過去において、従事した業務に直接の利害関係のあるとき

(会議の非公開の決定)

第4条 会議において京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を扱うときには、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定する。

(傍聴人)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

2 会長は、前項を遵守しない傍聴人に退場を命ずることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 第1条、第3条から第5条及び前項の規定は、条例第7条第1項に規定する児童福祉分科会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「児童福祉分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

3 第1条、第3条から第5条及び第1項の規定は、条例第8条第1項に規定する部会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

4 第1条、第3条から第5条及び第1項の規定は、条例第8条第3項に規定する他の部会と共同して会議を開く場合の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「共同部会」と、「会長」とあるのは「共同部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について

「子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）について、市町村は、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に沿って、5年を1期として定めることとされています。

第一期事業計画（平成27年度～令和元年度）については、「京都市未来こどもはぐくみプラン」（平成27年度～令和元年度）と一体的に策定していますが、令和2年度を始期とする第二期事業計画については、国からの指示も踏まえ、以下のとおり策定することとしたいと考えています。

1 策定の方向性について

令和2年度を始期とする「子ども若者に係る総合的な計画」（以下「新計画」という。）と一体的に策定する。

2 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

3 策定の対象となる事業

各事業の詳細は別紙参照

事業名（国）	事業名（京都市）
幼児教育・保育	
地域子ども・子育て支援事業	
利用者支援事業	子どもはぐくみ室における相談・支援
延長保育事業	時間外保育事業
一時預かり事業（一般型）	一時預かり事業（保育所型）
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園における預かり保育
病児保育事業	病児・病後児保育
放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業 等
養育支援訪問事業	育児支援家庭訪問事業 育児支援ヘルパー派遣事業
子育て短期支援事業	ショートステイ トワイライトステイ
地域子育て支援拠点事業	児童館事業 つどいの広場事業 保育所拠点事業
子育て援助活動支援事業	ファミリーサポート事業
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業
妊婦に対する健康診査	妊産婦健康診査

4 策定について

(1) 本市における策定の方針

今後の人口の推移や、これまでの利用実績をベースに、新計画策定に係り実施したニーズ調査において確認した各事業の利用ニーズ等を踏まえて策定する。

(2) 策定する事項

- ・ 量の見込み
各年度（令和2年度～令和6年度）の事業提供量の見込み
- ・ 確保方策
各年度（令和2年度～令和6年度）の事業の提供体制の確保及びその内容

(3) 本審議会での審議

事業ごとに専門的に審議する必要があるため、部会及び共同部会において意見聴取を実施（各事業の審議を行う部会等は別紙のとおり）したうえで、部会及び共同部会での検討内容を全体会議で報告し、意見聴取する。

（主なスケジュール（予定））

令和元年6月 各部会及び共同部会で意見聴取

7月 全体会議で意見聴取

第二期子ども・子育て支援事業計画の対象となる事業一覧

事業名（国）	事業概要	部会
幼児教育・保育	【教育・保育施設】 認定こども園，幼稚園，保育園（所） 【地域型保育事業】 小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業	幼保推進部会
地域子ども・子育て支援事業		
ア 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう，身近な実施場所 で情報収集と提供を行い，必要に応じ相談・助言等	「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした 共同部会（※）
イ 延長保育事業	11時間（保育所の開所時間）を超えて保育を実施	幼保推進部会
ウ 一時預かり事業（一般型）	一時的な保育，保護者の傷病などによる緊急時の保育に対応	
エ 一時預かり事業（幼稚園型）	通常教育時間の前後や長期休業期間中などに預かり保育を実施	
オ 病児保育事業	病氣中・病氣回復期にあり，集団保育が困難な児童を一時的に保育を提供	
カ 放課後児童健全育成事業	授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場	子どもの健全育成推進部会
キ 養育支援訪問事業	養育支援が必要な状態にある家庭に対して，保健師等が家庭訪問を通じて，養育に関する支援を実施	支援を必要とする子どものための部会
ク 子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が，疾病や仕事等の事由によって，家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に，当該児童を児童福祉施設において一定期間養育	
ケ 地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や子育て等に関する相談，地域における親・子の育ちを支援する取組を実施	「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした 共同部会（※）
コ 子育て援助活動支援事業	育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方による育児に関する相互援助活動を支援	
サ 乳児家庭全戸訪問事業	保健師等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し，子育てに関する不安や悩みの相談，必要な情報提供等を実施	
シ 妊婦に対する健康診査	妊娠期間中14回の健康診査を，医療機関等に委託して実施	

※ 親子いきいき保健部会，幼保推進部会，子どもの健全育成推進部会を共同開催

教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」においては、提供区域ごとに、教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みや提供体制の確保方策を示すこととされています。

そのうえで、対象となる給付・事業によって提供体制を確保すべき区域の単位が異なるものと考えられることから、京都市では次のとおり、4層の区域設定を行います。

教育・保育 提供区域	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1区域)	広域で提供体制を確保する 必要があるもの	・病児保育事業 ・子育て短期支援事業 ・妊婦に対する健康診査
第二次区域 (14区域)	区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位 で事業を実施しているもの	・利用者支援事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て援助活動支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業
第三次区域 (35区域)	幼稚園，保育園（所），認定こども園等の通園区域を 考慮して設定するもの	・施設型給付 (幼稚園，保育園（所），認定こども園) ・地域型保育給付 (小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業) ・時間外保育事業 ・一時預かり事業（一般形，幼稚園型）
第四次区域 (70区域)	身近な地域で提供体制を確保 する必要があるもの	・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業

カ 放課後児童健全育成事業	
	(京都市事業名) 児童館・学童クラブ事業、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業補助
担当局・課	子ども若者はぐくみ局（育成推進課）
事業の趣旨・目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。
教育・保育提供区域	第四次区域

I 平成31年度までの量の見込みと実績

1 量の見込み及び提供体制の確保の内容（中間見直し後）

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	12,446	12,686	12,964	13,925 (13,256)	14,471 (13,421)
確保方策	12,446	12,686	12,964	13,925 (13,256)	14,471 (13,421)

※（ ）内の数値は、計画策定当初（平成26年度）時点における見込み。

2 実績

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
登録申込	11,628	12,701	13,366	14,076	14,657
登録児童数	11,628	12,701	13,366	14,076	14,657

II プラン策定に当たっての検討の視点

1 現プラン策定時（平成26年度）の検討の視点

○ 小学校1年生から3年生までの登録児童数について

小学校1年生から3年生までの児童については、市民ニーズ調査の結果や就労家庭の増加に伴う昼間留守家庭児童数の増加傾向を踏まえ、平成27年度以降も登録児童は増加すると見込んでいた。

○ 対象学年の拡大に伴う児童の受入について

児童福祉法の改正により、平成27年度から放課後児童健全育成事業の対象が小学校6年生までとなり、小学校4年生から6年生までの児童が新たに増加すると見込んでいた。

○ 量の見込みの算出について

量の見込みについては、平成25年度時点で推定した児童数に、平成25年度に実施した市民ニーズ調査において判明した学童クラブ事業等利用数及び利用希望率と昼間留守家庭児童数の増加率を乗じて算出した。

○ 量の見込みに対する提供体制の確保の検討について

放課後児童健全育成事業に係る教育・保育提供区域については、中学校区単位としており、提供体制の確保の方策の検討に当たっては、中学校区単位で、これまでの小学校1年生から3年生までの登録児童数に加え対象拡大による小学校4年生から6年生までの新たな登録児童数の増加や施設の設置状況等を考慮する必要があった。

2 現プランの中間見直し時（平成29年度）の検討の視点

全市的に登録児童数が増加傾向にあるが、一方で学童クラブのニーズが高まっているエリアと、ニーズが現状維持又は低下傾向にあるエリアとがあり、地域ごとのニーズに差があることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの各年度4月1日時点の学童クラブ登録児童数から、第四次提供区域ごとの学年別の増減率を算出し、それを基に平成30年度、平成31年度の登録児童数の量の見込みを算出した。

Ⅲ 現状と課題

○ 対象学年の拡大に加え、共働き家庭の増加に伴い、平成31年度時点における学童クラブ登録児童数は、平成27年度比で約26%増加している。

○ 増大する利用ニーズの中であって、条例で定める「面積（児童1人につき概ね1.65㎡以上）」及び「支援の単位ごとに2名以上の職員の配置」などの基準に基づいた運営が必要となっており、引き続き、新たな実施場所や職員の確保が課題となっている。

Ⅳ 次期プラン（令和2年度以降）における量の見込み

1 算出方法

第四次提供区域における学童クラブ事業の登録児童数の推移（平成29年度から平成31年度まで）を基に令和2年度以降の登録児童数を算出した。

○ 新2年生以上の次年度の登録児童数

前年度の各学年の登録児童数に「登録継続率※」を掛け合わせ算出

※ 各提供区域における、進級に伴う登録継続率を算出（過去3年間の平均値）

○ 新1年生の登録児童数

前年度の保育所等を利用する5歳児が、翌年度に学童クラブ事業に登録する可能性が高いことを踏まえて算出した。

※ 平成28年度から平成31年度まで実績では、前年度の5歳児の量の見込みの約7割が翌年の登録児童数となっている。

【算出イメージ】

提供区域ごとに以下のとおり算出を行い、「学年ごとの見込み数」を足し合わせることで全体の量の見込みを算出

- 平成31年度の5歳児の量の見込み×約70%⇒令和2年度の1年生の見込み
- 平成31年度の1年生の登録児童数×登録継続率%⇒令和2年度の2年生の見込み

2 量の見込み

○ 全市

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全学年	14,956	15,245	15,558	15,641	15,631
1年生	4,489	4,520	4,649	4,539	4,515
2年生	4,143	4,183	4,210	4,335	4,228
3年生	3,306	3,403	3,423	3,445	3,551
4年生	1,767	1,896	1,943	1,938	1,963
5年生	860	826	934	965	935
6年生	391	417	399	419	439
確保方策	14,956	15,245	15,558	15,641	15,631

○ 提供区域別

別紙のとおり

V 対応方針

- 今後も利用の増加が見込まれる地域を中心に、量の見込みに対応する実施場所の確保に取り組み、可能な限り小学校の校内に確保していくなど、児童の利便性や移動の安全性を踏まえた充実に図っていく。
- 児童館等における大学生等職業体験事業の推進など関係団体との連携により、新たな職員を確保していく。

放課後健全育成事業（児童館・学童クラブ事業、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業補助）

都道府県 市町村別	令和2年度										令和3年度										令和4年度										令和5年度										令和6年度															
	見込										見込										見込										見込										見込															
	全年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	全年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	全年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	全年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	全年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度						
西宮市	209	73	68	46	17	5	0	213	75	62	54	17	5	0	219	79	64	49	22	5	0	220	75	68	51	20	6	0	220	76	64	54	20	6	0	220	76	64	54	20	6	0	220	76	64	54	20	6	0	220	76	64	54	20	6	0
		209	73	68	46	17	5	0	213	75	62	54	17	5	0	219	79	64	49	22	5	0	220	75	68	51	20	6	0	220	76	64	54	20	6	0	220	76	64	54	20	6	0	220	76	64	54	20	6	0	220	76	64	54	20	6
加東市	205	71	71	44	13	5	1	213	71	67	59	11	3	2	218	75	67	57	16	2	1	220	72	71	57	15	4	1	220	72	68	60	15	4	1	220	72	68	60	15	4	1	220	72	68	60	15	4	1	220	72	68	60	15	4	1
		205	71	71	44	13	5	1	213	71	67	59	11	3	2	218	75	67	57	16	2	1	220	72	71	57	15	4	1	220	72	68	60	15	4	1	220	72	68	60	15	4	1	220	72	68	60	15	4	1	220	72	68	60	15	4
旭市	223	77	67	47	20	10	2	222	77	66	51	17	6	5	225	80	67	51	18	5	4	227	79	69	51	18	6	4	227	79	69	51	18	6	4	227	79	69	51	18	6	4	227	79	69	51	18	6	4	227	79	69	51	18	6	4
		223	77	67	47	20	10	2	222	77	66	51	17	6	5	225	80	67	51	18	5	4	227	79	69	51	18	6	4	227	79	69	51	18	6	4	227	79	69	51	18	6	4	227	79	69	51	18	6	4	227	79	69	51	18	6
女児	359	98	87	71	49	25	29	367	98	87	78	49	28	27	363	103	87	76	51	25	21	367	99	92	76	50	27	23	375	99	88	81	51	26	30	375	99	88	81	51	26	30	375	99	88	81	51	26	30	375	99	88	81	51	26	30
		359	98	87	71	49	25	29	367	98	87	78	49	28	27	363	103	87	76	51	25	21	367	99	92	76	50	27	23	375	99	88	81	51	26	30	375	99	88	81	51	26	30	375	99	88	81	51	26	30	375	99	88	81	51	26
上野区	166	35	31	40	23	24	13	173	38	33	29	36	18	19	173	37	36	31	26	29	14	176	37	35	34	27	20	23	171	37	35	33	30	21	15	171	37	35	33	30	21	15	171	37	35	33	30	21	15	171	37	35	33	30	21	15
		166	35	31	40	23	24	13	173	38	33	29	36	18	19	173	37	36	31	26	29	14	176	37	35	34	27	20	23	171	37	35	33	30	21	15	171	37	35	33	30	21	15	171	37	35	33	30	21	15	171	37	35	33	30	21
島九	129	41	33	24	17	12	2	128	39	35	27	15	8	4	128	41	33	28	17	7	2	129	40	35	27	17	8	2	129	40	34	28	17	8	2	129	40	34	28	17	8	2	129	40	34	28	17	8	2	129	40	34	28	17	8	2
		129	41	33	24	17	12	2	128	39	35	27	15	8	4	128	41	33	28	17	7	2	129	40	35	27	17	8	2	129	40	34	28	17	8	2	129	40	34	28	17	8	2	129	40	34	28	17	8	2	129	40	34	28	17	8
嘉美	135	38	39	28	13	14	3	140	39	39	30	17	8	7	144	39	41	29	20	11	4	147	38	41	31	18	13	6	150	39	39	31	21	12	8	147	38	41	31	21	12	8	147	38	41	31	21	12	8	147	38	41	31	21	12	8
		135	38	39	28	13	14	3	140	39	39	30	17	8	7	144	39	41	29	20	11	4	147	38	41	31	18	13	6	150	39	39	31	21	12	8	147	38	41	31	21	12	8	147	38	41	31	21	12	8	147	38	41	31	21	12
二条	102	37	31	22	8	4	0	103	37	31	23	9	3	0	106	39	31	23	9	4	0	107	38	33	23	9	4	0	106	37	32	24	9	4	0	106	37	32	24	9	4	0	106	37	32	24	9	4	0	106	37	32	24	9	4	0
		102	37	31	22	8	4	0	103	37	31	23	9	3	0	106	39	31	23	9	4	0	107	38	33	23	9	4	0	106	37	32	24	9	4	0	106	37	32	24	9	4	0	106	37	32	24	9	4	0	106	37	32	24	9	4
花背	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
大塚	40	7	9	10	7	2	5	48	8	7	10	14	7	2	59	8	9	8	14	13	7	64	7	9	10	11	13	14	63	8	7	10	14	10	14	63	8	7	10	14	10	14	63	8	7	10	14	10	14	63	8	7	10	14	10	14
		40	7	9	10	7	2	5	48	8	7	10	14	7	2	59	8	9	8	14	13	7	64	7	9	10	11	13	14	63	8	7	10	14	10	14	63	8	7	10	14	10	14	63	8	7	10	14	10	14	63	8	7	10	14	10
洛北	462	141	127	105	59	18	12	463	135	136	108	49	25	10	472	141	130	116	51	19	15	471	138	136	110	55	20	12	472	137	133	116	52	21	13	471	138	136	110	55	20	12	472	137	133	116	52	21	13	471	138	136	110	55	20	12
		462	141	127	105	59	18	12	463	135	136	108	49	25	10	472	141	130	116	51	19	15	471	138	136	110	55	20	12	472	137	133	116	52	21	13	471	138	136	110	55	20	12	472	137	133	116	52	21	13	471	138	136	110	55	20
修学院	402	112	112	91	44	35	8	406	113	110	95	48	20	20	407	116	111	94	54	20	12	411	114	115	94	50	27	11	413	112	112	98	52	23	16	411	114	115	94	50	27	11	413	112	112	98	52	23	16	411	114	115	94	50	27	11
		402	112	112	91	44	35	8	406	113	110	95	48	20	20	407	116	111	94	54	20	12	411	114	115	94	50	27	11	413	112	112	98	52	23	16	411	114	115	94	50	27	11	413	112	112	98	52	23	16	411	114	115	94	50	27
上野	286	71	74	71	34	20	16	289	76	70	64	51	17	11	290	77	75	62	42	25	9	292	74	76	66	42	20	14	291	75	73	66	45	20	12	291	74	76	66	42	20	14	291	75	73	66	45	20	12	291	74	76	66	42	20	14
		286	71	74	71	34	20	16	289	76	70	64	51	17	11	290	77	75	62	42	25	9	292	74	76	66	42	20	14	291	75	73																								

都道府県 市町村別 人口	令和2年度										令和3年度										令和4年度										令和5年度										令和6年度															
	見込										見込										見込										見込										見込															
	全年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	全年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	全年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	全年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	全年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生						
■ 見込み 西ノ京 藤原方面	152	47	45	31	14	12	3	154	46	43	37	14	8	6	155	49	42	34	18	8	4	156	47	45	34	17	9	4	155	47	43	36	16	9	4	156	47	45	34	17	9	4	155	47	43	36	16	9	4	155	47	43	36	16	9	4
■ 見込み 松原 藤原方面	194	62	63	36	20	9	4	198	65	55	46	18	9	5	201	69	57	40	23	7	5	200	65	61	41	20	9	4	201	65	58	45	20	8	5	200	65	61	41	20	9	4	201	65	58	45	20	8	5	200	65	58	45	20	8	5
■ 見込み 加部 藤原方面	184	47	46	40	30	12	9	184	45	48	41	27	17	6	189	47	46	42	30	14	10	189	46	48	40	31	16	8	187	46	47	41	29	16	8	189	46	48	40	31	16	8	187	46	47	41	29	16	8	187	46	47	41	29	16	8
■ 見込み 東山泉 藤原方面	139	46	30	34	16	8	5	139	46	37	24	19	10	3	140	45	37	28	14	12	4	138	46	36	28	15	8	5	136	45	37	27	15	9	3	138	46	36	28	15	8	5	136	45	37	27	15	9	3	136	45	37	27	15	9	3
■ 見込み 吉村 藤原方面	398	108	109	75	53	31	22	405	110	106	88	49	36	16	418	114	108	86	57	34	19	420	110	112	87	56	38	17	422	110	108	91	57	37	19	420	110	112	87	56	38	17	422	110	108	91	57	37	19	422	110	108	91	57	37	19
■ 見込み 大七 藤原方面	142	57	45	24	13	3	0	141	53	50	25	10	3	0	142	56	46	28	10	2	0	143	55	49	25	12	2	0	142	54	48	27	10	3	0	143	55	49	25	12	2	0	142	54	48	27	10	3	0	142	54	48	27	10	3	0
■ 見込み 安祥寺 藤原方面	257	78	65	65	35	8	6	272	80	77	53	42	15	5	278	76	79	61	37	19	6	282	77	75	63	41	17	9	284	78	76	60	43	19	8	282	77	75	63	41	17	9	284	78	76	60	43	19	8	284	78	76	60	43	19	8
■ 見込み 花山 藤原方面	182	52	50	40	21	14	5	188	53	53	41	25	12	4	196	53	54	43	28	14	4	199	53	54	44	28	16	4	199	52	54	44	29	15	5	199	53	54	44	28	16	4	199	52	54	44	29	15	5	199	52	54	44	29	15	5
■ 見込み 山内 藤原方面	180	67	49	46	9	9	0	174	66	55	37	12	4	0	178	67	53	41	9	8	0	177	66	54	40	10	7	0	177	66	53	41	10	7	0	177	66	54	40	10	7	0	177	66	53	41	10	7	0	177	66	53	41	10	7	0
■ 見込み 勤修 藤原方面	180	61	52	40	17	9	1	179	61	54	39	16	7	2	181	62	54	41	16	6	2	182	62	55	41	16	7	1	184	61	55	42	17	2	2	182	62	55	41	16	7	1	184	61	55	42	17	2	2	184	61	55	42	17	2	2
■ 見込み 下京 藤原方面	258	79	82	49	33	8	7	266	80	73	70	26	13	4	276	86	73	63	37	11	6	276	81	78	63	33	16	5	277	81	74	66	33	15	8	276	81	78	63	33	16	5	277	81	74	66	33	15	8	277	81	74	66	33	15	8
■ 見込み 七条 藤原方面	339	88	81	77	41	24	28	341	90	86	72	53	23	17	351	90	88	76	50	31	16	357	89	88	76	52	29	23	355	88	87	76	53	30	21	357	89	88	76	52	29	23	355	88	87	76	53	30	21	355	88	87	76	53	30	21
■ 見込み 八条 藤原方面	164	56	47	37	14	9	1	160	55	52	33	13	7	0	161	55	51	37	11	7	0	162	56	51	36	13	6	0	161	55	52	36	12	6	0	162	56	51	36	13	6	0	161	55	52	36	12	6	0	161	55	52	36	12	6	0
■ 見込み 九条 藤原方面	181	45	36	45	24	21	10	181	47	44	32	28	14	16	180	45	45	40	20	18	12	182	45	43	41	26	14	13	179	45	43	39	26	16	10	182	45	43	41	26	14	13	179	45	43	39	26	16	10	182	45	43	39	26	16	10
■ 見込み 洛南 藤原方面	451	132	129	89	63	28	10	451	129	125	106	52	27	12	457	136	122	101	62	24	12	456	133	129	98	60	25	11	459	131	127	105	58	26	12	456	133	129	98	60	25	11	459	131	127	105	58	26	12	459	131	127	105	58	26	12
■ 見込み 凌風 藤原方面	171	45	48	40	23	11	4	178	45	47	42	30	11	3	185	47	47	41	32	14	4	188	46	49	41	31	16	5	187	46	48	42	31	15	5	188	46	49	41	31	16	5	187	46	48	42	31	15	5	187	46	48	42	31	15	5
■ 見込み 久世 藤原方面	269	83	87	54	27	12	6	279	89	78	64	29	13	6	285	91	83	57	34	13	7	285	87	85	61	31	15	6	286	89	81	63	32	14	7	285	87	85	61	31	15	6	286	89	81	63	32	14	7	286	89	81	63	32	14	7
■ 見込み 高雄 藤原方面	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
■ 見込み 双ヶ丘 藤原方面	228	60	59	40	33	21	15	235	59	54	56	26	23	17	240	63	53	51	38	17	18	240	60	58	50	33	26	13	244	60	54	55	32	22	21	244	60	58	50	33	26	13	244	60	54	55	32	22	21	244	60	54	55	32	22	21
■ 見込み 嵯峨 藤原方面	303	77	71	63	45	31	16	306	76	78	60	46	27	19	307	77	77	66	44	27	16	311	76	78	65	48	27	17	311	76	77	66	47	29	16	311	76	77	66	47	29	16	311	76	77	66	47	29	16	311	76	77	66	47	29	16

[illegible]

地区・市町村 都道府県	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度											
	見込						見込						見込						見込						見込											
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生						
岡山	男子の進出	153	44	31	37	20	14	7	154	44	40	26	24	13	7	154	43	40	34	17	14	6	155	43	39	34	22	11	6	156	43	39	33	22	14	5
	標準方策	153	41	31	37	20	14	7	154	41	40	26	24	13	7	154	43	40	34	17	14	6	155	43	39	34	22	11	6	156	43	39	33	22	14	5
岡崎東	男子の進出	95	26	25	34	9	8	3	93	28	24	17	13	5	6	92	28	26	17	9	8	4	92	27	26	18	9	6	6	90	27	25	18	9	6	5
	標準方策	95	26	25	24	9	8	3	93	28	24	17	13	5	6	92	28	26	17	9	8	4	92	27	26	18	9	6	6	90	27	25	18	9	6	5
清水	男子の進出	136	43	37	35	16	4	1	134	43	40	31	16	4	0	138	44	40	35	14	4	1	137	43	40	34	16	4	0	136	43	40	34	15	4	0
	標準方策	136	43	37	35	16	4	1	134	43	40	31	16	4	0	138	44	40	35	14	4	1	137	43	40	34	16	4	0	136	43	40	34	15	4	0
神川	男子の進出	463	142	126	117	42	30	6	476	152	130	97	72	17	8	481	149	139	100	61	30	5	487	148	136	107	62	25	9	487	148	135	105	66	25	8
	標準方策	463	142	126	117	42	30	6	476	152	130	97	72	17	8	481	149	139	100	61	30	5	487	148	136	107	62	25	9	487	148	135	105	66	25	8
大淀	男子の進出	217	61	48	63	28	6	11	221	62	55	47	39	13	5	226	61	56	53	29	18	9	230	61	55	54	33	14	13	227	61	55	53	33	15	10
	標準方策	217	61	48	63	28	6	11	221	62	55	47	39	13	5	226	61	56	53	29	18	9	230	61	55	54	33	14	13	227	61	55	53	33	15	10
深沢	男子の進出	216	65	56	46	32	13	4	219	66	60	40	33	16	4	219	67	60	42	28	17	5	216	66	61	42	29	13	5	218	66	60	43	30	14	5
	標準方策	216	65	56	46	32	13	4	219	66	60	40	33	16	4	219	67	60	42	28	17	5	216	66	61	42	29	13	5	218	66	60	43	30	14	5
龍柳	男子の進出	153	46	46	31	17	8	5	157	45	45	37	17	8	5	162	49	44	37	21	6	5	164	47	48	36	20	9	4	165	47	46	39	19	8	6
	標準方策	153	46	46	31	17	8	5	157	45	45	37	17	8	5	162	49	44	37	21	6	5	164	47	48	36	20	9	4	165	47	46	39	19	8	6
栗陵	男子の進出	127	45	36	29	12	4	1	132	46	40	28	14	2	2	133	45	41	30	14	3	0	137	45	40	32	15	4	1	138	44	40	32	17	4	1
	標準方策	127	45	36	29	12	4	1	132	46	40	28	14	2	2	133	45	41	30	14	3	0	137	45	40	32	15	4	1	138	44	40	32	17	4	1
春日丘	男子の進出	184	62	60	37	17	7	1	187	62	58	45	15	4	3	190	65	56	44	20	3	2	189	63	59	43	19	4	1	187	62	57	45	18	4	1
	標準方策	184	62	60	37	17	7	1	187	62	58	45	15	4	3	190	65	56	44	20	3	2	189	63	59	43	19	4	1	187	62	57	45	18	4	1
小栗田	男子の進出	115	40	45	16	9	4	1	117	39	36	29	7	4	2	119	44	35	23	12	3	2	120	41	41	22	10	5	1	120	41	38	26	9	4	2
	標準方策	115	40	45	16	9	4	1	117	39	36	29	7	4	2	119	44	35	23	12	3	2	120	41	41	22	10	5	1	120	41	38	26	9	4	2
全合計	男子の進出	11,956	4,489	4,143	3,309	1,766	858	391	15,245	4,320	4,183	3,403	1,896	826	417	15,558	4,619	4,210	3,423	1,943	931	399	15,611	4,539	4,335	3,445	1,938	965	419	15,631	4,515	4,228	3,551	1,963	935	439
	標準方策	11,956	4,489	4,143	3,309	1,766	858	391	15,245	4,320	4,183	3,403	1,896	826	417	15,558	4,619	4,210	3,423	1,943	931	399	15,611	4,539	4,335	3,445	1,938	965	419	15,631	4,515	4,228	3,551	1,963	935	439

「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」の策定について

現在の本市の子ども・若者に係る計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」，「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」，「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」については，令和2年度を始期とする後継計画を策定する際に一体化し，「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）（以下「新計画」という。）」として策定することとしております。

昨年度末に開催した本審議会の全体会議において，新計画のコンセプト及び重点事項について意見聴取を行っており，検討状況を御報告いたします。

1 新計画の対象

新計画では，子ども・若者育成推進法における子ども・若者育成支援推進大綱に則し，「子ども・若者」という用語を使用し作成します。

新計画における「子ども・若者」の範囲は，0歳から概ね30歳未満の者としませんが，施策によっては，40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

なお，新計画は複数の計画を一体的に策定するものであり，各計画における対象者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから，施策によっては，「児童」，「生徒」，「青少年」等の用語を併用する予定をしております。

子ども： 乳幼児期，学童期及び思春期の者。

若者： 思春期，青年期の者。施策によっては，40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

青少年： 乳幼児期から青年期までの者。

※ 乳幼児期は，義務教育年齢に達するまでの者。

※ 学童期は，小学生の者。

※ 思春期は，中学生から概ね18歳までの者。

なお，思春期は，子どもから若者への移行期として，施策により，子ども・若者のそれぞれに該当する場合がある。

※ 青年期は，概ね18歳から概ね30歳未満までの者。

※ ポスト青年期は，青年期を過ぎ，大学等において社会の各分野を支援，発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

2 新計画の構成について（案）

新計画の作成に当たっては，新計画の本編である第Ⅲ部を，「目指すまち」や「重点項目」を記載する「総論」と，新計画に包含する各計画を記載する「各論」に分けて掲載するなど，市民が目にすることを踏まえ，読みやすく，分かりやすい計画になるよう作成してまいります。

※ 新計画の構成については別紙1を参照

3 新計画のコンセプトについて（案）

新計画は，以下のコンセプトのもとに策定したいと考えており，令和2年度以降は，「目指すまち」を実現するための「充実施策」や「新規施策」を推進していきたいと考えております。

※ コンセプトの詳細は別紙2を参照

《新計画のコンセプト》

【策定の基本理念】

京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望を持って成長するとともに、京都に住み、働く人が幸せと希望を感じ、暮らし続けたいと思えるまちを実現する。

また、「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を更に推進し、結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人の想いを叶え、京都市ならではの市民力・地域力・文化力を結集した「市民の生き合う力」を高め、進行する少子化に立ち向かう。

【目指すまちのすがた】

すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！

笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』のまち

4 今後について

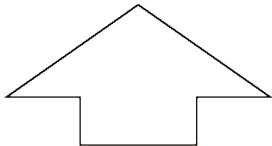
本審議会の全体会議、部会及び共同部会において、引き続き意見聴取を行い、今年度中の新計画策定に向け、検討を進めていきます。

【主なスケジュール（予定）】

令和元年6月～9月	審議会の全体会議、部会及び共同部会の開催
9月～10月	パブリック・コメントの実施
10月～12月	審議会の全体会議、部会及び共同部会の開催
令和2年1月	新計画の策定

《現行の計画》

京都市未来こどもはぐくみプラン	
第Ⅰ部	計画の趣旨
第Ⅱ部	子どもと家庭を取り巻く状況
第Ⅲ部	計画の内容 市町村行動計画，子ども・若者計画の一部
第Ⅰ章	子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり
第Ⅱ章	次世代を育むすべての家庭を支援し支え合うまちづくり
第Ⅲ章	子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり 京都市 母子保健計画
第Ⅳ章	安心して子育てできる幼児教育・保育の充実
第Ⅴ章	放課後の子ども達の居場所づくり 京都市 放課後子ども総合プラン
第Ⅵ章	伝統と文化を受け継ぎ，次代と自らの未来を切り拓く 子どもたちを育むまちづくり
第Ⅶ章	支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり 京都市 家庭的養護推進計画
第Ⅷ章	ひとり親家庭の自立促進 京都市 ひとり親家庭自立促進計画
第Ⅸ章	すべての家庭を支える子育て支援施策の充実 京都市 子ども・子育て支援事業計画
第Ⅳ部	計画の推進体制



京都市ユースアクションプラン 子ども・若者計画の一部	
第Ⅰ部	計画の趣旨
第Ⅱ部	青少年を取り巻く状況
第Ⅲ部	計画の内容（改定版）
1	行動計画の体系
2	行動計画の施策とその展開
I	生き方デザイン形成支援
II	困難を有する青少年がよりよく生きるための支援
第Ⅳ部	計画の推進

京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画	
第Ⅰ章	実施計画策定の基本的な考え方
第Ⅱ章	貧困家庭の子ども等の状況
1	アンケート調査による実態把握
2	関係団体・施設等ヒアリング
3	子ども等の生活状況等実態把握の結果
第Ⅲ章	京都市における貧困家庭の子ども等対策の方向性と施策の体系
1	貧困家庭の子ども等対策の方向性と施策の体系
(1)	実態把握から見えてきた，貧困家庭の子ども等を取り巻く課題
(2)	施策推進の方向性
(3)	施策の体系
2	貧困家庭の子ども等対策に資する具体的な施策
3	計画の推進

《新計画（案）》

子ども・若者に係る総合的な計画	
第Ⅰ部	計画の趣旨
計画の背景・位置付け・計画期間・計画の対象	
第Ⅱ部	子育て家庭・子ども・若者を取り巻く状況
ニーズ調査等の結果から見る本市の状況	
第Ⅲ部	計画の基本的な考え方 【総論】
第Ⅰ章	計画の基本理念と目指すまちづくり
1	策定の基本理念と目指すべきまちづくり
2	はぐくみ文化が息づき，社会全体で子ども・若者を育む風土の醸成
3	計画策定の視点
第Ⅱ章	目指すまちのすがたを実現し，切れ目のない支援を推進するための重点項目
重点1	安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い
重点2	若者のライフデザイン形成への支援
重点3	子育て家庭・子ども・若者の孤立防止
重点4	特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
重点5	はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化
重点6	真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進
第Ⅳ部	計画の内容 【各論】
第Ⅰ章	ライフステージに応じた子ども・若者の成長
妊娠・出産期～乳幼児期	
1	母子保健
乳幼児期～学童期	
2	乳幼児期の子育て支援
3	幼児教育・保育
学童期～思春期	
4	子どもの教育環境
5	放課後の子どもたちの居場所づくり
思春期～青年期	
6	思春期保健
7	若者の自己成長と社会参加
第Ⅱ章	特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
1	貧困家庭の子ども・若者への支援
2	児童虐待対策・少年非行対策，社会的養育の推進
3	困難を有する若者への支援
4	障害児支援
5	ひとり親家庭支援
第Ⅲ章	子ども・若者とその家庭をみんなで支え・育む社会
1	次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進
2	親育ち促進
3	「真のワーク・ライフ・バランス」の促進
第Ⅴ部	市町村子ども・子育て支援事業計画
1	教育・保育提供区域の設定
2	幼児教育・保育
3	地域子ども・子育て支援事業
第Ⅵ部	計画の推進体制
1	進捗管理の方法
2	京都市はぐくみ推進審議会

【京都市の特色】

- ◎ 地域で力を合わせ、日本で初めて小学校を作った「人づくりを大切にする地域の風土」
- ◎ 子どもや若者を社会の宝として、
- ◎ 「社会全体で大切にはぐくむ風土」
- ◎ 子どもや若者が将来に希望を持って
- ◎ 「自己成長していくことができる風土」

市民力・地域力・文化力を礎とした「はぐくみ文化」

※市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもや子育て家庭等を支え、見守る「京都はぐくみ憲章」が市民主導で制定

【子ども・若者・その家庭を取り巻く現状】

- 虐待、貧困、障害等の支援ニーズの増大・多様化
- 生活環境や雇用環境の変化等による若者の将来への不安感・負担感の増大
- 家族や地域社会の関係性の希薄化による孤立
- 長時間労働の常態化等により、仕事と家庭生活の両立困難
- 少子化の進行

【目指すべき“まち”のすがた】

すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！
笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』のまち

【計画策定の基本理念】

京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望を持って成長するとともに、京都に住み、働く人が幸せと希望を感じ、暮らし続けたいと思えるまちを実現する。
また、「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を更に推進し、結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人の想いを叶え、京都市ならではの市民力・地域力・文化力を結集した「市民の生き合う力」を高め、進行する少子化に立ち向かう。

【新計画における重点事項】

子どもや若者自身が主体的に成長し、子ども・若者を育む家庭を、身近な地域や社会全体で支え合うために以下の視点を踏まえた重点項目を基軸とした施策を推進する。

【大切にする5つの視点（目標）】

- ◎ 「子ども」が、大切に育まれ、希望を持って育ち合うことができる。
- ◎ 「若者」が、多様な可能性の下、主体的に未来を切り拓いていくことができる。
- ◎ 「子ども・若者をはぐくむすべての家庭」が、子育てから学び、子どもと共に育ち合うことができる。
- ◎ 「身近な地域」が、子ども・若者を「社会の宝」として大切に育むとともに、子育て家庭を温かく応援していくことができる。
- ◎ 「社会全体」で、「真のワーク・ライフ・バランス」が息づき、すべての人が幸せを感じることができる。

重点項目

安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い

- ◎ 医療機関等と連携し、子どもや妊産婦を支援することとで、安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進
- ◎ 幼児教育・保育の充実と支援の質を確保
- ◎ 保幼小の連携を深め、「知・徳・体」の調和のとれた育成を推進

重点項目

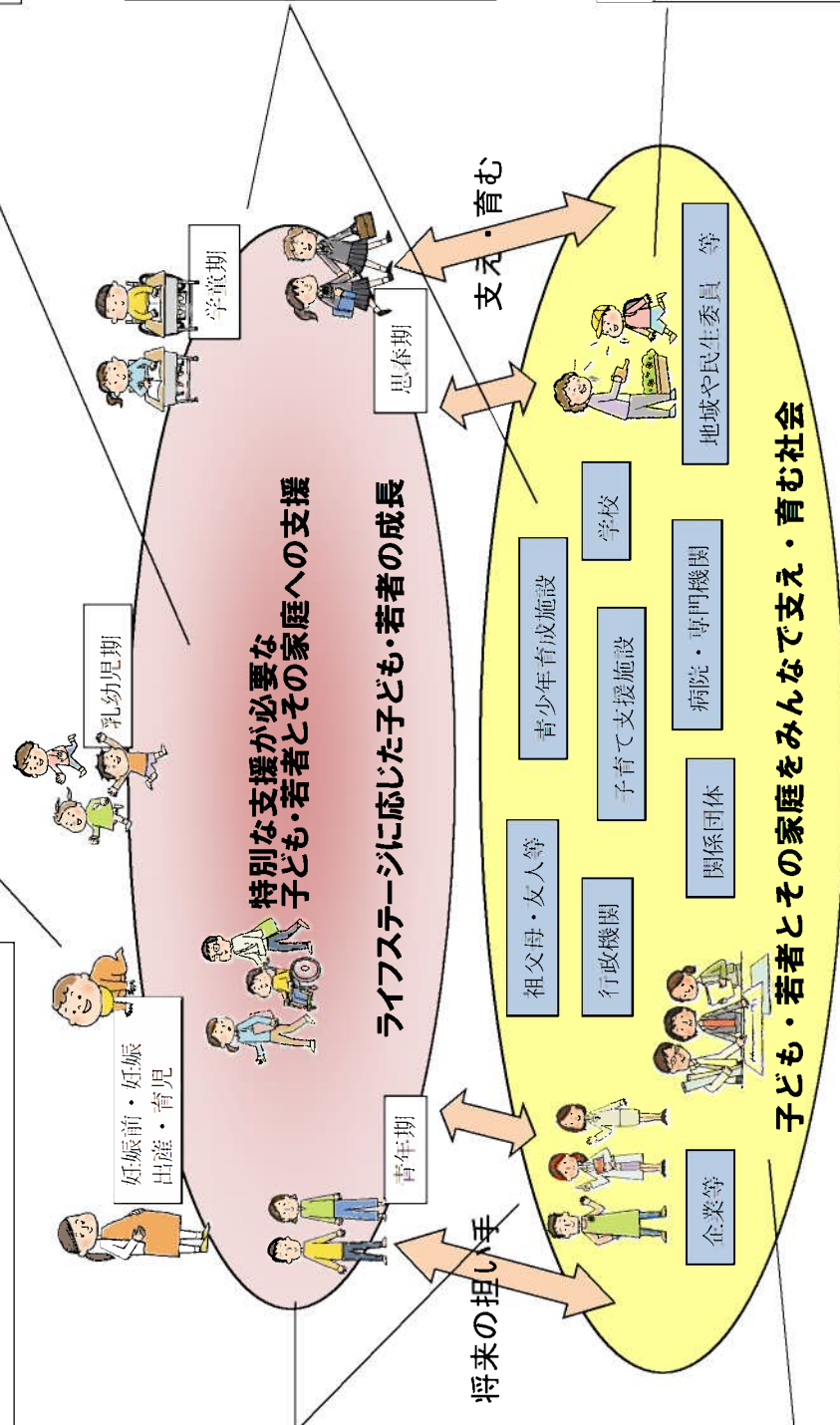
若者のライフデザイン形成への支援

- ◎ 「若き市民」として、地域と若者が共汗することにより、社会への積極的な貢献を促進
- ◎ 若者がもつ多様な力が発揮できる環境づくりの促進
- ◎ 仕事・結婚・子育て等々、将来に展望を持って成熟した社会人となることへの支援

重点項目

真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進

- ◎ 京都ならではの文化に触れ、地域行事に参加するなど、家族や子ども、地域との時間を大切にできる「ゆとりのある環境づくり」の促進
- ◎ 企業や職場ぐるみで、生活や子育てと仕事が相互に高めあう「働き方改革」を推進していく。
- ◎ 多様な働き方を支える「子育て支援の受け皿」と「支援の質」を確保



重点項目

特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

- ◎ 「誰一人取り残さない」施策を実現するため、「児童虐待」「社会的養護」「障害児」「ひとり親家庭」「少年非行」「いじめ、不登校、ひきこもり」「貧困家庭の子ども・若者」等への支援を更に推進

重点項目

子育て家庭・子ども・若者の孤立防止

- ◎ 乳幼児を抱える子育て家庭が交流できる支援施策の充実
- ◎ 学童クラブ事業や放課後まなび教室、学習支援が連動した小学生の放課後等の居場所の充実
- ◎ 青少年活動センター等の活動により身近な地域での若者の居場所を確保

重点項目

はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化

- ◎ 子ども若者を支援する「全市レベル」「行政区レベル」「身近な地域レベル」でのネットワークを構築し、保護者と共に子どもや若者を「社会の宝」として社会全体ではぐくむ風土を醸成
- ◎ 行政が地域や関係機関との連携の「つなぎ目」となり、支援が必要な家庭に気付き、必要な支援につなぐ、「切れ目ない支援」の強化



本市ならではの市民力・地域力・文化力を軸として、施策を推進し、「SDGs」に掲げる目標に則して、少子化に対して立ち向かう、持続可能で「レジリエンス」のある社会を実現

第Ⅲ部 計画の基本的な考え方【総論】**第2章 目指すまちのすがたを実現し、切れ目のない支援を推進するための重点項目****重点3 子育て家庭・子ども・若者の孤立防止****1 乳幼児を抱える子育て家庭が交流できる支援施策の充実**

他の部会で確認

2 学童クラブ事業や放課後まなび教室等が連動した小学生の放課後等の居場所の充実**【現状・課題・今後の方向性】**

京都市では、学童クラブ事業における昼間留守家庭児童や放課後まなび教室における利用希望児童の全ての受入れを行うなど、学び・遊びを軸とした「放課後等の居場所」を提供しています。

一方で、共働き家庭の増加により、今後も利用ニーズの増大が見込まれるため、更なる実施場所の確保等の対策を推進していきます。

また、学童クラブ事業をはじめとする各事業において、施設・地域・行政が連携して運営を行うとともに、事業間の融合を深めることにより、子どもたちが共に生き合い、育ち合う、安心・安全な居場所の充実を図っていきます。

【主な取組】**1 学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続**

事業説明：登録児童数や昼間留守家庭児童数の動向を見極めながら、必要に応じて新たな実施場所や職員を確保するなど、提供体制の確保を図る。

2 放課後まなび教室希望児童全員の登録の維持

事業説明：学校、地域等の協力を得ながら、提供体制の確保を図る。

3 学童クラブ事業及び放課後まなび教室が連携した事業の推進

事業説明：行事や日常の取組に関する連携の促進及び両事業の小学校での実施（国定義の一体型※）の促進

※ 学童クラブ事業と放課後まなび教室を、同一の小学校内（隣接を含む）において実施し、放課後まなび教室の実施する全ての児童を対象とする共通プログラムに学童クラブ登録児童が希望すれば参加できるもの。

3 青少年活動センター等の活動により身近な地域での若者の居場所を確保

他の部会で確認

第Ⅳ部 計画の内容

第 1 章 ライフステージに応じた子ども・若者の成長

学童期～思春期



5 放課後の子どもたちの居場所づくり

【現状・課題・今後の方向性】

京都市においては、学童クラブ事業と放課後まなび教室共に希望する全ての児童を受け入れています。共働き家庭の増加に伴い、利用ニーズはますます高まっているため、引き続き、実施場所や支援者の確保に努め、利用ニーズに対応する提供量を担保する必要があります。

あわせて、異年齢児童や地域の方々との交流による社会性の育成や、発達段階に応じた遊びを体験し、学ぶことができる「共育」を提供する質の高い居場所づくりについても、両事業の連携等により実現していきます。

(1) 学童クラブ事業や放課後まなび教室の充実と連動

学童クラブ事業では、待機児童ゼロを継続するとともに、利用ニーズを見極めながら、可能な限り全ての小学校区で学童クラブ機能を確保していきます。

また、「放課後の過ごし方に関する調査」の結果を踏まえ、小学校内での実施場所の確保や費用負担の在り方についての検討を進めていきます。

さらには、「放課後まなび教室リーディング校」における先進的な事例を参考に各学童クラブと放課後まなび教室が連携しながら取組を充実していくことにより、これまで以上に質の高い居場所づくりを行っていきます。

【主な取組】

- ・ 学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続【重点】
- ・ 学童クラブ事業における実施場所及び職員の確保
- ・ 学童クラブ事業未設置学区における機能確保
- ・ 大学との連携による児童館における学生ボランティアの確保及び広報の充実による学童クラブ事業における介助者の確保
- ・ 放課後まなび教室希望者全員の登録の維持【重点】
- ・ 学童クラブ事業及び放課後まなび教室が連携した事業の推進【重点】
- ・ 学童クラブ事業及び放課後まなび教室における障害のある子どもの利用推進

(2) 児童の健やかな成長と安心・安全な居場所づくり

児童の健やかな成長を支え、豊かな感性を育むことができる居場所を提供していくため、児童館において、これまでのクラブ活動や学習支援事業に加え、様々な社会体験や生活体験、自然体験を提供していきます。

また、安心・安全な居場所づくりとして、家庭・地域・学校・関係団体・行政がしっかりと連携しながら通学、登下館路、館外活動の安全確保に係る道路整備や公園等の計画的な再整備に取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・ 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組の推進
- ・ 中高生の居場所づくりと活動の支援
- ・ 地域子育て支援ステーション事業の実施
- ・ 地域住民との交流の推進
- ・ 京都やんちゃフェスタの実施
- ・ 児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施
- ・ 主要公園の運営及び街区公園等の計画的な再整備
- ・ 子どもの安全な通学・児童館の登下館を確保するための道路整備
- ・ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ・ 地域ぐるみの子どもの安全確保の取組の推進